平成２５年（フ）第１３８号
岡山市南区藤田648番地27
債務者　小林　雄太
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８７号
奈良市敷島町１丁目1153番地の36
債務者　森本　　修
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６号
新潟県長岡市学校町２丁目10番16号　遠藤アパート
債務者　西山　展生
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
新潟県長岡市上除町甲190番地５　プランドールⅡ201号室、前住所新潟県長岡市下々条町2907番地３
債務者　深田　英史
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
新潟県長岡市下山４丁目48番地５　カーサ・ワタナベ102号室
債務者　山岸　康之
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８号
岡山県倉敷市老松町３丁目２番４－４号　市営老松テラスハウス
債務者　河野美代子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区字桜川66番地13　石田住宅６号棟３－１号
債務者　増沢　　亨
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２０号
宮城県石巻市開成１番23　６－６号、住民票上の住所宮城県石巻市雄勝町雄勝字味噌作22番地１
債務者　新田　隆一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
埼玉県越谷市大字平方340番地５
債務者　能登原千郷
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
静岡県沼津市大岡1719番地の１　大岡シティプラザ215号、前住所静岡県沼津市下香貫汐入2171番地の５
債務者　石川　韶康
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
静岡県伊豆の国市御門75番地の１　ハイツカツラギ102号
債務者　髙山　夏美（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
長崎県大村市皆同町588番地28、前住所長崎県大村市小路口町328番地５　竹松アパートＢ１棟11号
債務者　開　ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷921－１
債務者　酒井　信秋
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長崎県大村市西部町1016番地１　グループホーム祝崎
債務者　林田　久寿
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
長崎県諫早市多良見町囲558番地、前住所長崎市上小島５丁目７番20号　豊住ビルＢ棟301
債務者　坂口　麻里
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
北海道足寄郡足寄町栄町２丁目12番地
債務者　香田　康孝
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
北海道足寄郡足寄町栄町２丁目12番地
債務者　香田　光恵
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係